

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十九号）（運転免許課）

一 趣旨

道路交通法等の一部改正に伴い、特定免許情報記録手数料等の額を定め、及び保管場所標章の交付又は再交付の手数料の定めを廃止するための改正

二 内容

(一) 道路交通法等の一部改正に伴う手数料の新設等

(例) 特定運転免許情報記録手数料（道路交通法第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合の記録のうち特定試験免除者以外の場合）
千五百五十円

(二) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正に伴う手数料の廃止
保管場所標章の交付又は再交付の手数料 五百円

三 施行期日

令和七年三月二十四日

ただし、別表第八号は、令和七年四月一日